

DID 地区、物件との距離30m、夜間、目視外、  
危険物の輸送、物件投下での飛行  
許可・承認申請の申請書記載例  
(ホームページ掲載機の機体について)

※一部資料の省略可能機体の場合の申請書記載例です。

申請書の記載例を示しますが、これはあくまでも記載例ですので、申請者様が  
飛行の内容に応じて個別に精査していただき、必要な資料を作成した上で提出  
してください。

(様式2)

## 無人航空機の機能・性能に関する基準適合確認書

登録記号等の機体について、製造者及び名称は登録時（登録記号申請時）と同様な表記にしてください。

1. 飛行させる無人航空機に関する事項を記載すること。

登録記号等	JU*****		
製造者名	〇〇株式会社	型式又は名称	JCAB-Mujin-type pro
総重量※ <sup>1</sup>	4.0kg		
機体認証書番号	<input type="checkbox"/> 第一種	型式認証書番号	<input type="checkbox"/> 第一種
	<input type="checkbox"/> 第二種		<input type="checkbox"/> 第二種
	<input type="checkbox"/> 申請する飛行の内容が、使用条件等指定書の範囲内であることを確認した。		<input type="checkbox"/> 申請する飛行の内容が、無人航空機飛行規程の範囲内であることを確認した。

2. ホームページ掲載無人航空機の場合には、改造の有無を記載し、「改造している」場合には、改造概要及び4. の項も記載すること。\*<sup>2</sup>

改造の有無 :  改造していない /  改造している (→改造概要及び4. を記載)

○改造していない場合  
「改造していない」にチェックし、「3.」は無記入にしてください。

○改造している場合  
「改造している」にチェックし、改造概要を記載した上で、「3.」の各項目について、確認結果もチェックしてください。

### 改 造 概 要

改造は〇〇〇（メーカー名／製品名／重量）及び〇〇〇（メーカー名／製品名／重量）の装備のみであり、これらを含めても最大離陸重量以内のため飛行性能等に変更はない。  
自動操縦システム「〇〇〇〇」（アプリケーション又はシステム名）を装備し、安定した離陸、飛行、着陸を行うことを確認している。

カメラの追加装備、自動操縦システムの追加装備、LED ライトの追加装備、機体保護フレームの追加装備、etc.

改造概要の内容について説明資料（写真、取扱説明書等）を添付してください。

3. 個別の機体認証無人航空機において使用条件等指定書に従わない場合又は型式認証無人航空機において無人航空機飛行規程に従わない場合には、それらに従わない具体事項及び4. の項を記載すること。

### 使用条件等指定書／無人航空機飛行規程に従わない具体事項

4. ホームページ掲載無人航空機に該当しない場合又はホームページ掲載無人航空機であっても改造を行っている場合に加え、機体認証無人航空機においては使用条件等指定書に従わない場

合又は型式認証無人航空機においては無人航空機飛行規程に従わない場合には、次の内容を確認すること。

確認事項		確認結果
一般	鋭利な突起物のない構造であること（構造上、必要なものを除く。）。	■適 / □否
	無人航空機の位置及び向きが正確に視認できる灯火又は表示等を有していること。	■適 / □否
	無人航空機を飛行させる者が燃料又はバッテリーの状態を確認できること。	■適 / □否
遠隔操作の機体※3	特別な操作技術又は過度な注意力を要することなく、安定した離陸及び着陸ができること。	■適 / □否 / □該当せず
	特別な操作技術又は過度な注意力を要することなく、安定した飛行（上昇、前後移動、水平方向の飛行、ホバリング（回転翼機）、下降等）ができること。	■適 / □否 / □該当せず
	緊急時に機体が暴走しないよう、操縦装置の主電源の切断又は同等な手段により、モーター又は発動機を停止できること。	■適 / □否 / □該当せず
	操縦装置は、操作の誤りのおそれができる限り少ないようにしたものであること。	■適 / □否 / □該当せず
	操縦装置により適切に無人航空機を制御できること。	■適 / □否 / □該当せず
自動操縦の機体※4	自動操縦システムにより、安定した離陸及び着陸ができること。	□適 / □否 / ■該当せず
	自動操縦システムにより、安定した飛行（上昇、前後移動、水平方向の飛行、ホバリング（回転翼機）、下降等）ができること。	□適 / □否 / ■該当せず
	あらかじめ設定された飛行経路において、自動操縦ができない場合の例です。 発生時等において、無人航空機を飛行させる者が機体を安全に着陸させられるよう、強制的に操作介入ができる設計であること。	□適 / □否 / ■該当せず

各項目について、確認結果をチェック【■】して下さい。

- ※1 申請を行う飛行形態の形態で確認すること。ただし、それが困難な場合には、最大離陸重量を記載すること。
  - ※2 改造記録を証明する参照資料として、飛行日誌（点検・整備記録）の写しを添付することができる。
  - ※3 遠隔操作とは、プロポ等の操縦装置を活用し、空中での上昇、ホバリング、水平飛行、下降等の操作を行うことをいう。遠隔操作を行わない場合には「該当せず」を選択すること。
  - ※4 自動操縦とは、当該機器に組み込まれたプログラムにより自動的に操縦を行うことをいう。自動操縦を行わない場合には「該当せず」を選択すること。
- 場合には「該当せず」を選択すること。

## 無人航空機の製造者、名称、重量等

※（様式2）で「改造している」にチェックをしている場合には斜線部の欄の省略はできません。その場合は申請書記載（HP掲載無人航空機以外）をご参照の上、無人航空機の製造者、名称、重量等を記載下さい。また、改造の場合は、改造部分の分かる写真も添付して下さい。

無人航空機	製造者名	※資料の一部を省略することができる無人航空機に該当するため省略
	名称	
	総重量 (最大離陸重量)	
	仕様が分かる資料 (設計図又は写真)	※資料の一部を省略することができる無人航空機に該当するため省略
操縦装置	製造者名	※資料の一部を省略することができる無人航空機に該当するため省略
	名称	
	仕様が分かる資料	

## 無人航空機の運用限界等

### (運用限界)

「資料の一部を省略することができる無人航空機」に該当するため省略

(様式2)で「改造している」にチェックをしている場合、以下のようして下さい。

- 飛行性能に影響がない改造の場合 ※飛行性能：飛行可能時間、搭載可能重量等  
→資料は省略可能なため、下記の記載例を参考にし、飛行性能に影響がない旨を記載して下さい。  
記載例：改造は「●●の装備（改造の概要を記載して下さい。）」のみであり、機体の飛行性能等に影響はない。当該機は「資料の一部を省略することができる無人航空機」に該当するため省略。
- 飛行性能に影響がある改造の場合  
→資料を省略できないため、改造が飛行性能に与える影響を記載し、  
[申請書記載例（HP掲載無人航空機以外）の無人航空機の運用限界等](#)をご参照の上、運用限界を記載下さい。  
機体の飛行性能等に影響はない項目は「機体の飛行性能等に影響はない。」と記載してください

### (飛行させる方法)

「資料の一部を省略することができる無人航空機」に該当するため省略

(様式2)で「改造している」にチェックをしている場合、以下のようして下さい。

- 飛行させる方法に影響がない改造の場合  
→資料は省略可能なため、下記の記載例を参考にし、飛行させる方法に影響がない旨を記載して下さい。  
記載例：改造は「●●の装備（改造の概要を記載して下さい。）」のみであり、飛行させる方法に変更はない。当該機は「資料の一部を省略することができる無人航空機」に該当するため省略。
- 飛行させる方法に影響がある改造の場合 ※メーカー指定外の自動操縦システムを追加装備した場合等  
→資料を省略できないため、改造が飛行させる方法に与える影響を記載し、  
[申請書記載例（HP掲載無人航空機以外）の無人航空機の運用限界等](#)をご参照の上、飛行させる方法を記載下さい。

### (改造なしの場合)

上記の例では“「資料の一部を省略することができる無人航空機」に該当するため省略”と記載していますが、「[無人航空機の運用限界等](#)」及び「[最大離陸重量 25kg 以上の無人航空機の機能・性能に関する基準適合確認書](#)」の添付そのものを省略しても差し支えありません。

※（様式2）で「改造している」にチェックをしている場合には「無人航空機の追加基準への適合性」の省略はできません。その場合は申請書記載（HP掲載無人航空機以外）をご参照の上、該当する各「無人航空機の追加基準への適合性」を記載してください。

### 無人航空機の追加基準への適合性

「D I D地区上空の飛行」「距離30mを確保できない飛行」を行う場合

「資料の一部を省略することができる無人航空機」の「確認した飛行形態の区分」に区分“C<sup>※1</sup>（注1）プロペラガードを装備した場合に限る”が記載されている無人航空機の場合

申請する項目のみ記載下さい。

- 人又は家屋の密集している地域の上空を飛行（第三者上空の飛行以外）
- 人及び物件との距離30mを確保できない飛行（第三者上空の飛行以外）

基準	適合性
第三者及び物件に接触した際の危害を軽減する機能を有すること。	<p>プロペラガードを装備して飛行させる。</p> <p>※プロペラガード等を装備できない場合の例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プロペラガード等を装備していないが、飛行の際は飛行経路全体を見渡せる位置に補助者を配置し、第三者が飛行範囲内に立ち入らないよう注意喚起を行う。</li> </ul>

「資料の一部を省略することができる無人航空機」の「確認した飛行形態の区分」に区分“C”が記載されていない無人航空機の場合

申請する項目のみ記載下さい。

- 人又は家屋の密集している地域の上空を飛行（第三者上空の飛行以外）
- 人及び物件との距離30mを確保できない飛行（第三者上空の飛行以外）

基準	適合性
第三者及び物件に接触した際の危害を軽減する機能を有すること。	<p>プロペラガード等を装備していないが、飛行の際は飛行経路全体を見渡せる位置に補助者を配置し、第三者が飛行範囲内に立ち入らないよう注意喚起を行う。</p>

催し場所上空での飛行を行う場合

「資料の一部を省略することができる無人航空機」の「確認した飛行形態の区分」に区分“**C**<sup>※1</sup>（注1）プロペラガードを装備した場合に限る”が記載されている無人航空機の場合

○催し場所上空での飛行（第三者上空の飛行以外）

基準	適合性
第三者及び物件に接触した際の危害を軽減する機能を有すること。	プロペラガードを装備して飛行させる。  ※プロペラガード等を装備できない場合の例 ・プロペラガード等は装備できないが、機体の飛行範囲を制限するための係留装置を装着しており、当該範囲を立ち入り禁止区画として設定しているため、第三者及び物件に接触することはない。 ・プロペラガード等は装備できないが、第三者に対する危害を防止するためのネットを設置しており、第三者及び物件に接触することはない。
想定される運用で、10回以上の離陸及び着陸を含む3時間以上の飛行実績を有し、安全に飛行できること。	「資料の一部を省略することができる無人航空機」に該当するため省略。

「資料の一部を省略することができる無人航空機」の「確認した飛行形態の区分」に区分“**C**”が記載されていない無人航空機の場合

○催し場所上空での飛行（第三者上空の飛行以外）

基準	適合性
第三者及び物件に接触した際の危害を軽減する機能を有すること。	・プロペラガード等は装備できないが、機体の飛行範囲を制限するための係留装置を装着しており、当該範囲を立ち入り禁止区画として設定しているため、第三者及び物件に接触することはない。 ・プロペラガード等は装備できないが、第三者に対する危害を防止するためのネットを設置しており、第三者及び物件に接触することはない。
想定される運用で、10回以上の離陸及び着陸を含む3時間以上の飛行実績を有し、安全に飛行できること。	「資料の一部を省略することができる無人航空機」に該当するため省略。

「夜間飛行」を行う場合

「資料の一部を省略することができる無人航空機」の「確認した飛行形態の区分」に区分“D”が記載されている無人航空機の場合

○夜間飛行

基準	適合性
無人航空機の姿勢及び方向が正確に視認できるよう灯火を有していること。ただし、無人航空機の飛行範囲が照明等で十分照らされている場合はこの限りでない。	「資料の一部を省略することができる無人航空機」に該当するため省略。

この記載そのものを省略しても差し支えありません。

「資料の一部を省略することができる無人航空機」の「確認した飛行形態の区分」に区分“D”が記載されていない無人航空機の場合

○夜間飛行

基準	適合性
無人航空機の姿勢及び方向が正確に視認できるよう灯火を有していること。ただし、無人航空機の飛行範囲が照明等で十分照らされている場合はこの限りでない。	灯火を装備していないが、無人航空機の飛行範囲が照明等で十分照らされている。

「目視外飛行」を行う場合

「資料の一部を省略することができる無人航空機」の「確認した飛行形態の区分」に区分“E<sup>注2</sup>（注2） 下記のメーカー指定の自動操縦システム及び機外の様子を監視できるカメラを装備した場合に限る。”が記載されている無人航空機の場合

○目視外飛行

メーカー指定の自動操縦システムを装備している場合は以下のように記載して下さい。

基準	適合性
自動操縦システムを装備し、機体に設置されたカメラ等により機体の外の様子を監視できること。	メーカー指定の自動操縦システム及び純正のカメラを装備している。
地上において、無人航空機の位置及び異常の有無を把握できること （不具合発生時に不時着した場合を含む。）。	（同上）
不具合発生時に危機回避機能（フェールセーフ機能）が正常に作動すること。	（同上）

メーカー指定の自動操縦システムを装備していない場合は以下のように記載して下さい。

○目視外飛行

基 準	適合性
<p>自動操縦システムを装備し、機体に設置されたカメラ等により機体の外の様子を監視できること。</p>	<p>機体に設置されたカメラ等により機体の外の様子を監視できる。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; background-color: #4a7ebb; color: white; padding: 10px; width: 200px; text-align: center;"> <p>機体にカメラ等が設置されていることを確認できる写真</p> </div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; background-color: #4a7ebb; color: white; padding: 10px; width: 200px; text-align: center;"> <p>カメラからの映像がプロポの画面や PC 等に表示されることを確認できる写真</p> </div> </div> <p>自動操縦システムは装備していないが、補助者が常に飛行状況や周囲の状況を監視し、操縦者に必要な助言を行うことで安全を確保する。</p>
<p>地上において、無人航空機的位置及び異常の有無を把握できること（不具合発生時に不時着した場合を含む。）。</p>	<p>プロポの画面において機体の位置及び異常の有無等を把握できる。</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; background-color: #4a7ebb; color: white; padding: 10px; text-align: center; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>機体の位置や異常の有無等がプロポや PC 等に表示されることを確認できる写真</p> </div>
<p>不具合発生時に危機回避機能（フェールセーフ機能）が正常に作動すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不具合発生時に危機回避機能（フェールセーフ機能）が正常に作動することを確認している。</li> <li>・電波断絶の場合には、離陸地点まで自動的に戻る機能が作動することを確認している。</li> <li>・GPS等の電波に異常が見られる場合にはその機能が復帰するまで空中で位置を保持する機能、安全な自動着陸を可能とする機能及びGPS等以外により位置情報を取得できる機能が作動することを確認している。</li> <li>・電池の電圧、容量又は温度等に異常が発生した場合には発煙及び発火を防止する機能並びに離陸地点まで自動的に戻る機能が作動することを確認している。（別添資料〇〇参照）</li> </ul>



「資料の一部を省略することができる無人航空機」の「確認した飛行形態の区分」に区分“E”が記載されていない無人航空機の場合

○目視外飛行

基 準	適 合 性
<p>自動操縦システムを装備し、機体に設置されたカメラ等により機体の外の様子を監視できること。</p>	<p>機体に設置されたカメラ等により機体の外の様子を監視できる。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; background-color: #4a7ebb; color: white; padding: 10px; width: 200px; text-align: center;"> <p>機体にカメラ等が設置されていることを確認できる写真</p> </div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; background-color: #4a7ebb; color: white; padding: 10px; width: 200px; text-align: center;"> <p>カメラからの映像がプロポの画面や PC 等に表示されることを確認できる写真</p> </div> </div> <p>自動操縦システムは装備していないが、補助者が常に飛行状況や周囲の状況を監視し、操縦者に必要な助言を行うことで安全を確保する。</p>
<p>地上において、無人航空機の位置及び異常の有無を把握できること（不具合発生時に不時着した場合を含む。）。</p>	<p>プロポの画面において機体の位置及び異常の有無等を把握できる。</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; background-color: #4a7ebb; color: white; padding: 10px; width: 300px; margin: 10px auto; text-align: center;"> <p>機体の位置や異常の有無等がプロポや PC 等に表示されることを確認できる写真</p> </div>
<p>不具合発生時に危機回避機能（フェールセーフ機能）が正常に作動すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電波断絶の場合には、離陸地点まで自動的に戻る機能が作動することを確認している。</li> <li>・GPS等の電波に異常が見られる場合にはその機能が復帰するまで空中で位置を保持する機能、安全な自動着陸を可能とする機能及びGPS等以外により位置情報を取得できる機能が作動することを確認している。</li> <li>・電池の電圧、容量又は温度等に異常が発生した場合には発煙及び発火を防止する機能並びに離陸地点まで自動的に戻る機能が作動することを確認している。（別添資料〇〇参照）</li> </ul>

「危険物の輸送・物件投下（農薬散布等）を行う場合

「資料の一部を省略することができる無人航空機」の「確認した飛行形態の区分」に区分“**F**<sup>注3</sup>”及び“**G**<sup>注3</sup>”が記載されている無人航空機の場合

※（注3）メーカーの指定するものを輸送及び投下する場合に限る。

○危険物の輸送

基準	適合性
機体について、危険物の輸送に適した装備が備えられていること。	メーカーの指定する物の輸送に適した装備を有している。

○物件の投下

基準	適合性
機体について、不用意に物件を投下する機構でないこと。	メーカーの指定する物を投下する機能及び不用意に物件を投下しない構造を有している